

これから出産される皆様・平成31年2月1日以降に産まれた皆様へ

対象：国民年金第1号被保険者の方(自営業、学生、無職の方等)

産前産後期間の届出をすると 4ヶ月分の国民年金保険料が 免除されます！



裏面に必要事項を記入して提出（または郵送）してください。

対象となる方・受付期間

- 平成31年2月1日以降に産まれた国民年金第1号被保険者の方が届出の対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産を含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

国民年金保険料が免除される期間

- 届出をすると、**出産予定月（又は出産月）の前月から4ヶ月分の国民年金保険料が納付されたこととなります（将来の年金受給額は減りません）。**

| | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前 | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 | 3ヶ月後 |
|------|------|------|--------|------|------|------|
| 単胎の方 | | | 出産予定月※ | | | |
| 多胎の方 | | | 出産予定月※ | | | |

4ヶ月分の保険料（およそ6万円）が免除されます。多胎の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月分となります。
※ 届出が産後の場合「出産日」

- 既に該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。
将来受け取れる年金額が多くなるので、国民年金保険料の免除を申請されている方も、必ず産前産後の届出をしてください。
- 産前産後免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。
付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が加算されます。

必要な書類

- ① 届書（裏面をご利用ください）
- ② 母子健康手帳など※1 出産後は、市区町村で確認ができる場合は不要です※2
※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
※2 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ③ マイナンバーカード ※ マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下のAおよびBを提示してください。
A. マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写しまたは通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
B. 身元（実存）確認書類：運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カードなど
※ 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの両面コピーを添付してください。
ただし、届書に基礎年金番号を記入する場合は、コピーの添付は必要ありません。

提出先

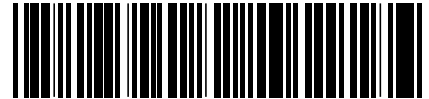
- お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口
制度のご案内はこちら（日本年金機構HP）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20180810.html>

国民年金 産前産後 免除

検索

| | | | |
|-------|---|---|---|
| 様式コード | | | |
| 4 | 1 | 0 | 0 |



国民年金被保険者関係届書（産前産後免除該当届）

| | |
|--|-----------------|
| 市区町村長 日本年金機構理事長 あて 以下のとおり届け出（申し出）ます。 | 令和 年 月 日 |
| 氏名： | _____ |
| 被保険者 との続柄 | 1. 本人 2. その他（ ） |

| 市区町村 | 日本年金機構 |
|------|--------|
| | |

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

| | | | | |
|---------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|-------|
| A. 被保険者 | ① 個人番号 (または基礎年金番号) | ② 生年月日 | 5. 昭和 7. 平成 | 年 月 日 |
| | ③ 氏名 (フリガナ) | ④ 性別 | ② 女性 | |
| | ⑤ 郵便番号 | ⑥ 電話番号 | 1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他 | — — |
| | ⑦ 住所 | | | |
| | ⑧ 国籍 (外国籍の方のみ) | ⑨ 外国人通称名 (住民票上の通称) | (フリガナ) | |

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

| ⑩届書種類・番号 | ⑪該当・申出年月日/出産（予定）日 | ⑫理由等 |
|--|----------------------|---|
| 資格取得届 | 1 平成 令和 年 月 日 | 0. 20歳到達（学生） 1. 資格取得届出もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金（共済含む）からの移行 4. 任意加入の申出 5. その他 10. 中国残留邦人等 11. 外国からの転入 |
| 国民年金第1号被保険者へ切り替わる場合は、○で囲み必要事項を記入してください。*1 | | |
| 付加保険料 納付・辞退申出 | 6 平成 令和 年 月 日 | 1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出 3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失 |
| 付加保険料の納付を希望する場合は、○で囲み申出年月日を記入の上、「1.納付の申出」に○を付けてください。*2 | | |
| 単胎か多胎かどちらかに○を付けてください。 | | |
| 出産前に提出する場合は出産予定日、出産後に提出する場合は出産日をご記入ください。 | | |
| 産前産後免除 該当届 | 14 平成 令和 年 月 日 | 単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎 |
| 備考 | | |

【記入上の注意点】

・最上部の署名欄、A.被保険者欄、B.届出（申出）事項の「産前産後免除該当届」欄は必ずご記入ください。

※1…会社を退職し、厚生年金保険から国民年金第1号被保険者へ切り替わる場合は、該当年月日欄に退職日の翌日をご記入の上、⑫理由等欄の「3. 厚生年金（共済含む）からの移行」を○で囲んでください。

※2…付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります。なお、国民年金基金へご加入の方は付加保険料を申し込めません。

産前産後免除該当届の提出に必要な書類や提出場所については表面をご確認ください。

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄

⑭納付書関連

作成不要 1

早期送付 2